

鈴鹿亀山道路有識者委員会 傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、鈴鹿亀山道路有識者委員会設置規約(平成25年6月19日施行)第8条第4項に基づき、鈴鹿亀山道路有識者委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に係る手続き、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 委員会の会議における傍聴者の定員は特に定めないが、会場の規模により制限することがある。

(傍聴の申込及び傍聴者の決定方法)

第3条 委員会の会議の傍聴を希望する者は、委員会の委員長(以下、「委員長」という。)に申し込むものとする。

- 2 傍聴申込みは、委員会開催当日の開催時刻の30分前から、委員会を開催する会場において受付を開始し、会議開催の10分前に締め切る。なお、傍聴者は、先着順にて決定し、定員になり次第締め切るものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ピラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が判断した者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、委員会が傍聴を認めない議題に関する検討等を行おうとする時は、直ちに会議場から退場しなければならない。

(委員長の指示)

第8条 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者が、この要領の規定に違反していると認められる場合は、委員長は、傍聴者に対し、必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長はその者に対して、会議場から退場を命ずることができる。

(報道関係者の取扱)

第10条 報道関係者(県政記者クラブ等を指す。)は、第2条及び第3条の規定に関わらず、会場を傍聴することができる。

2 第5条から第9条の規定は、報道関係者が委員会の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは、「報道関係者」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮り、定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年6月19日から施行する。